



令和8年8月5日

香川労働局長

友住 弘 一 郎 殿

香川地方最低賃金審議会

会 長 籠 池 信 宏

香川県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和8年7月2日付け香労発基 0702 第3号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和6年10月2日発効の香川県最低賃金（時間額970円）は、令和6年度の香川県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

さらに、当審議会として、原材料費、エネルギーコスト及び労務費等が上昇する中、賃上げ原資を確保するための価格転嫁や生産性向上が十分でないといった企業経営を取り巻く環境を踏まえ、政府において、中小企業・小規模事業者に対して、最低賃金等の引上げに対応する、より一層の実効性のある支援策を講じるとともに、取引適正化等に向けた適切な価格転嫁対策についても更なる取組の強化を強く要望する。特に、労働集約的で人件費率の高い小売・飲食・サービス業などにおいては、販売価格の値上げにより販売減少が生じるなど価格転嫁が困難な状況にあること等から、そうした事業者に対する強力なサポートを求める。

香川県最低賃金

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1, 092円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

香川県最低賃金と生活保護との比較について

1 最低賃金

- (1) 件 名 香川県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 970円
- (3) 発 効 日 令和6年10月2日

2 生活保護

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和6年度
- (3) 生活保護水準（令和6年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋冬季加算＋期末一時扶助費）の香川県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（96,583円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の（2）に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の（3）に掲げる金額とを比較すると、香川県最低賃金の下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$$970\text{円（香川県最低賃金）} \times 173.8\text{（1箇月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.824\text{（可処分所得の総所得に対する比率）} = 138,915\text{円}$$